

令和3年1月12日

全日私幼連
加盟園 御中

全日本私立幼稚園連合会
総務委員長 坪井 久也

公衆送信（インターネット等を介した送信）による教育を行う場合の
著作物の取扱い（「授業目的公衆送信補償金制度」）について

公衆送信（インターネット等を介した送信）により、在宅の園児等に対して教育を行う場合の著作物の取扱いについては、従来、教育機関が授業の過程で使用することを目的とした教材等の著作物の公衆送信については、権利者から個別に許諾を得て利用する必要がありましたが、平成30年の著作権法改正により創設された「授業目的公衆送信補償金制度」により、以下のとおりとなっておりますのでお知らせいたします。（別紙1、2、別添令和2年12月25日文化庁通知参照）

- ① 学校等の教育機関の設置者が一括して補償金を指定管理団体（授業目的公衆送信補償金等管理協会）に支払うことで、権利者ごとの許諾・使用料支払いは不要
- ② 令和3年度から有償とする（制度は令和2年度から施行されているが、令和2年度は特例として無償とされていた）

幼稚園、幼保連携型認定こども園に係る補償金の額（消費税が加算される）

・年間包括料金 年額園児1人当たり 60円

園児数は5月1日現在在園児数

公衆送信の回数に関わらず、年1回一括払い

・公衆送信の都度支払う場合 1回園児1人当たり 10円

園児数は履修者数

その都度著作物等の種類ごとに支払い

詳しくは、文化庁のホームページをご覧ください。

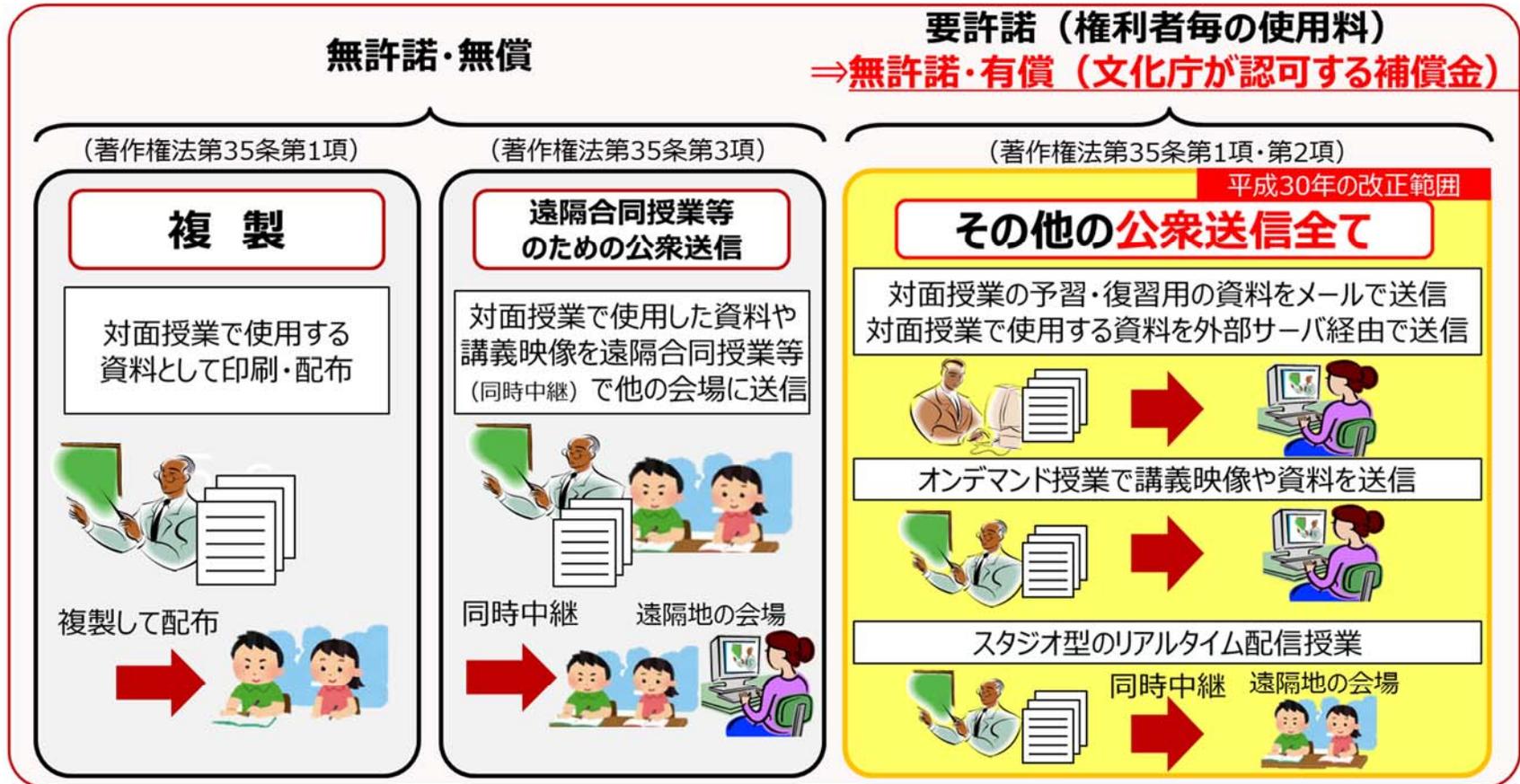
ホーム>政策について>著作権>授業目的公衆送信補償金の額の認可について

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/92728101.html>

なお、文化庁通知には、補償金の支払いに必要な経費を私学助成に計上する旨の記載がありますが、詳細が判明すれば周知いたします。

平成30年著作権法改正（授業目的公衆送信補償金制度）概要

- ICTを活用した教育を推進するため、**著作物の利用円滑化と著作権者の利益保護とのバランス**をとった制度。補償金を一括で支払うことにより、著作物を**無許諾利用**できる範囲が拡大。



※ただし、ドリルやワークブックといった児童生徒等の購入を想定した著作物を、購入させずに複製や公衆送信を行うことなど、著作権者の利益を不当に害するような場合については、別途許諾が必要です。

制度の意義 教育向けのコンテンツのサブスクリプションサービス

- あらゆる種類の著作物利用について、ワンストップの指定管理団体を通じ権利の一括処理が可能に。
- 無断利用を止められる「許諾権」を制限することにより、遠隔教育等での著作物等の利用を促進し、教育などの未来への投資に生かす。
- 一方、作家や作曲家などクリエイターへの対価還元により次なる創作を促す。



(補償金額については、指定管理団体が教育機関の設置者代表からの意見聴取を経て申請し、文化庁長官が文化審議会に諮った上で認可。)

※1：著作権法第35条第1項・第2項。 ※2：著作権法第104条の12。

SARTRASによる認可申請及び認可された補償金額の概要



○ **意見聴取期間** 令和2年8月6日～9月23日

○ **認可申請** 令和2年9月30日

⇒ **令和2年12月18日 文化庁長官認可**

○ **認可された補償金額**

■ 補償金の料金体系と金額

① 学校種別の**年間包括料金**（公衆送信の回数は無制限）

授業目的公衆送信を受ける幼児／児童／生徒／学生1人当たりの額
(意見聴取の際の額⇒**意見聴取を踏まえた認可申請額**)

● 大学 800円 ⇒ **720円** (月平均60円)

● 高校 500円 ⇒ **420円** (月平均35円)

● 中学校 260円 ⇒ **180円** (月平均15円)

● 小学校 200円 ⇒ **120円** (月平均10円)

● 幼稚園 100円 ⇒ **60円** (月平均 5円)

● 社会教育施設、公開講座等

30人を定員とする1講座・講習を1回の授業として、**授業毎に300円**

【主な意見】

補償金額の無償化又は低廉化
補償金額算定の根拠の明確化
経過措置の必要性
利用実態調査の負担軽減
制度の周知等
申請手続等の簡便化 等

② 公衆送信の都度支払う場合の料金

1回・1人当たり10円

(対象となる著作物、実演、レコード、放送、有線放送毎)

※前期・後期毎に事後届出、補償金の適正な請求・分配に資する情報の提出

■ 補償金額の算出根拠

著作権等管理事業者が、非営利の教育機関に適用している公衆送信に係る使用料等を参考に算出

■ 定期的な見直し

3年経過毎に、検討を加え、必要な措置を講じる

別紙 2 一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会「授業目的公衆送信補償金規程」より抜粋

(授業目的公衆送信の回数に関わらず支払う補償金の額)

第3条 授業目的公衆送信を行う教育機関の設置者が支払う補償金の額は、授業目的公衆送信する著作物等の種類、授業目的公衆送信の回数にかかわらず、年度ごとに、下表に定める種に応じて、1人当たりの補償金額（年額）に当該教育機関における補償金算定対象者の総数を乗じて得た額とする。

種	1人当たりの補償金額(年額)
幼稚園等	60
小学校	120
中学校	180
義務教育学校	(1 学年～6 学年) 120 (7 学年～9 学年) 180
高等学校	420 (専攻科) 720
中等教育学校	(1 学年～3 学年) 180 (4 学年～6 学年) 420 (専攻科) 720
高等専門学校	(1 学年～3 学年) 420 (4 学年～5 学年) 720 (専攻科) 720
大学	720
特別支援学校	(幼稚部) 30 (小学部) 60 (中学部) 90 (高等部) 210 (専攻科) 360
専修学校	(高等課程) 420 (専門課程) 720 一般課程のうち (幼稚園に準じた教育を受ける補償金算定対象者) 60 (小学校に準じた教育を受ける補償金算定対象者) 120 (中学校に準じた教育を受ける補償金算定対象者) 180 (高等学校に準じた教育を受ける補償金算定対象者) 420 (大学に準じた教育を受ける補償金算定対象者) 720
各種学校	(幼稚園に準じた教育を受ける補償金算定対象者) 60 (小学校に準じた教育を受ける補償金算定対象者) 120 (中学校に準じた教育を受ける補償金算定対象者) 180 (高等学校に準じた教育を受ける補償金算定対象者) 420 (大学に準じた教育を受ける補償金算定対象者) 720
保育所	60
幼保連携型認定こども園	60
放課後児童クラブ	60
省庁等大学校	720
職業能力開発施設	(高等学校に準じた教育を受ける補償金算定対象者) 420 (大学に準じた教育を受ける補償金算定対象者) 720

- (1) 補償金算定対象者の総数は、補償金算定対象者が属する教育機関の当年度の5月1日に在学する人数を基に算出するものとする。
- (2) ある設置者が複数の教育機関を設置しているときは、教育機関ごとに補償金の額を算出したのちに、それらを合算するものとする。
- (3) 年度の途中から授業目的公衆送信を開始する場合の補償金額は、上記表の補償金額（年額）を12で除した額に、授業目的公衆送信を開始した日が属する月を含む当該年度の残余の月数を乗じた額に当該教育機関における補償金算定対象者の総数を乗じて得た額とする。
- (4) 補償金算定対象者又は補償金算定対象履修者等 について、教育機関設置者が定める所定の在学期間が、補償金を支払う年度において夏期、冬期、春期の通常の休業期間を含め、その開始から終了まで1年間に満たない場合の補償金額は、本条第1項の表の額を12で除した額に在学期間となる月数を乗じて得た額とすることができる。また、在学期間が1カ月に満たない場合の補償金額は、本条第2項の定めに従い算出した補償金額とすることができる。
- (5) 本条で定める補償金を支払った後、夏期、冬期、春期の通常の休業期間を除き、災害その他やむを得ない事情により補償金の対象となる授業が実施できない期間が生じるなどして、1月を超えて1度も授業目的公衆送信を行わない期間が生じた場合であって、教育機関の設置者が、本協会が指定する内容を記載した書面を提出し、本協会の承認を得た場合、1月を超えて1度も授業目的公衆送信を行わない月数に相当する補償金を返還する。

(前条によらない場合の補償金の額)

第4条 前条にかかわらず、教育機関で授業目的公衆送信を行う都度、当該教育機関の設置者が補償金を支払う場合は、授業目的公衆送信を行った（イ）著作物、（ロ）実演による音声及び映像、（ハ）レコードに固定された音声、（ニ）放送による音声及び映像、及び（ホ）有線放送による音声並びに映像ごとに10円とし、これらを合算した額に、当該授業目的公衆送信を受信した履修者等の総数を乗じて得た額（個別）とする。本条の適用を受けようとする設置者は、4月1日から9月30日まで（前期）、及び10月1日から翌年の3月31日まで（後期）の期毎に、当該教育機関における授業目的公衆送信の件数について取りまとめ、送信毎に利用する著作物等の情報、履修者等の総数等、本条による補償金の適正な請求・分配に資する情報を、本協会が指定する書式及び方式により本協会が定める期限までに提出しなければならない。

2 授業の動画の中に複数の著作物等を利用する場合で、本条の適用を受けようとするときの補償金額（個別）は、当該動画内で利用するすべての著作物等毎に前項により額を算出したものを合算した額とする。

(その他)

第5条

6 本規程の補償金額には、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する消費税等に相当する金額を加算する。

附則

1 本規程は、2021年4月1日から実施する。

2 本協会は、本規程の実施の日から3年を経過する毎に、実施後の状況を勘案し、本規程について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。